

墨子小考

吉 本 道 雅

序 論

『墨子』につき、『漢書』藝文志には「墨子七十一篇」とあるが、現行本にも、親士第一から雜守第七十一まであり、十八篇が欠けているものの、現行本は、劉向校書により完成された前漢末期のテキストの面貌を今日に伝えるものと考えてよい。

現行本は、その内容からおよそ6類に分かたれる。すなわち、

- 1 親士第一〜三辯第七
- 2 尚賢上第八〜非命下第三十七
- 3 非儒上第三十八・非儒下第三十九
- 4 經上四十〜小取第四十五
- 5 耕柱第四十六〜□□第五十一

6 備城門第五十二ノ雜守第七十一

である。この6類のうち、『墨子』の中心的な部分として最も重要なのが、第2類のいわゆる十論である。十論の特殊性は、それぞれが上中下三篇を擁することである。これについては、墨家の異なつた三学派のテキストとする説があつたが、思想的には顕著な差が認められないため、十論各々についての成立時期の異なつたテキストとする説が有力である。ここで問題となるのは、十論各三篇をはじめとする『墨子』諸篇の成書年代についてである。筆者が特に不満とするのは、従来の推定が思想史的なそれに偏し、歴史言語学的な分析がほとんどなされてこなかつたことにある。

かかる批判的見地に立ち、本稿はまず第一章において、十論の定型的表現の分析によつて、その相対的先後を推定し、ついで特徴的な語彙を手がかりに、他の先秦文献との先後を確認すること、十論成書の絶対年代を推定する。ついで第二章では、十論との関係を手がかりに『墨子』の他の部分の成書年代を推定する。第三章では、『墨子』の編纂過程を墨家の先秦期における推移に位置づけることで、『墨子』の構造を展望することとする。

第一章 十論

(1) 十論諸篇の先後

十論は本来三十篇あつたが、現行本では、節用下・節葬上・中・明鬼上・中・非樂中・下の七篇を佚し、二十三篇となつている。

十論に上中下の三篇があることにつき、墨家の異なつた三学派のテキストとする説は、今日では余り支持されていない。この場合、上中下各十篇それぞれの内部には何らの共通項も見出せないはずである。『墨子』諸篇の成書年代につき、まとまつた所見を提示されたのが渡辺卓氏であるが、その渡辺氏の断代でも、ある論の下が別の論の上よりも早いといった判断が往々に示されている。

ところが、こうした所見に反する事実がある。それは、下の現存八篇のうち、尚賢・尚同・非攻・節葬・天志五篇の篇末が共通の形式をもつことである。

且今天下之王公大人士君子、中実將欲為仁義、求為上士、上欲中聖王之道、下欲中国家百姓之利、故尚賢之為説、而不可不察此者也、尚賢者、天鬼百姓之利、而政事之本也、(尚賢下)

是以子墨子曰、今天下王公大人士君子、中情將欲為仁義、求為上士、上欲中聖王之道、下欲中国家百姓之利、故尚同之説、而不可不察、尚同為政之本而治要也、(尚同下)

今欲為仁義、求為上士、尚欲中聖王之道、下欲中国家百姓之利、故当若非攻之為説、而將不可不察者此也、(非攻下)

故子墨子言曰、今天下之士君子、中請將欲為仁義、求為上士、上欲中聖王之道、下欲中国家百姓之利、故当若節喪之為政、而不可不察此者也、(節葬下)

且今天下之士君子、中実將欲為仁義、求為上士、上欲中聖王之道、下欲中国家百姓之利者、当天之志而不可不察也、天之志者、義之經也、(天志下)

この共通部分は、十論各々における各論的な主張を統括する総論といふべきものである。場合によっては相互に矛盾することもありうる各論的な主張を、より普遍性の高い総論を提示することで統括するわけである。このような共

通の形式を篇末におくという事実は、これらの諸篇が一つのまとまりをなすべく整理されたことを示唆する。逆に、一旦まとめられ共通の形式をもつに至った十論諸篇が、そうした共通部分をわざわざ書き直して個々ばらばらの表現に後退することはありえない。従つて、これらは同じ論の上中篇よりも降るといふことになる。従つて、この五篇のまとまりが、十論の最も降る部分となると思われる。

この五篇は、「中実」「中情」「中請」という表現を共有しているが、この表現を持つそれ以外の諸篇の篇末にも、さらにいくつかのまとまりが見出される。

是故子墨子曰、今天下之王公大人士君子、中実将欲求興天下之利、除天下之害、当若鬼神之有也、将不可不尊明也、聖王之道也、(明鬼下)

是故子墨子曰、今天下土君子、請将欲求興天下之利、除天下之害、当在樂之為物、将不可不禁而止也、(非樂上)

是故子墨子曰、今天下之士君子、中実将欲求興天下之利、除天下之害、当若有命者之言、不可不強非也、曰、命者、暴王所作、窮人所術、非仁者之言也、今之為仁義者、将不可不察而強非者、(非命下)

これらは「将欲求興天下之利、除天下之害」を共有し、さらに、明鬼下「将不可不尊明也」・非樂上「将不可不禁而止也」・非命下「不可不強非也」など「不可不……」なる表現を共有している。非命下はさらに「今之為仁義者、将不可不察而強非者」を加えるが、これや明鬼下「聖王之道也」には、先に見た尚賢下等の共有部分に認められた表現が一部現れている。これら「聖王之道」「為仁義」「不可不察」などがまとめられ、先の尚賢下などの共有部分が制作されたものと考えられる。「不可不……」は尚賢下などの「不可不察」に先行する共通表現といえよう。

是故子墨子曰、今天下之君子、忠実欲天下之富而惡其貧、欲天下之治而惡其乱、当兼相愛、交相利、此聖王

之法、天下之治道也、不可不務為也、(兼愛中)

是故子墨子言曰、今天下之士君子、忠實欲天下之富而惡其貧、欲天下之治而惡其亂、執有命者之言、不可不非、此天下之大害也、(非命上)

これらは「欲天下之富而惡其貧、欲天下之治而惡其亂」を共有する。「欲天下之富」は明鬼下等の「欲求興天下之利」、尚賢下等の「欲中国家百姓之利」と実質的には同じ内容といえるが、それらが「利」を共有するのに対し、こちらが「富」であることは、兼愛中等が、明鬼下等・尚賢下等に先行することを示すものと思われる。そのことは、明鬼下等・尚賢下等の「中実將欲」に対し、兼愛中等が「忠實欲」と、「將」を未だもたないことにも傍証される。そもそも、兼愛中篇首の「子墨子言曰、仁人之所以為事者、必興天下之利、除去天下之害、以此為事者也」には、すでに「必興天下之利、除去天下之害」とあるが、これが後述する兼愛下篇首の「必務求興天下之利、除去天下之害」を経て、明鬼下等の「求興天下之利、除去天下之害」なる定型的表現に取り込まれたことは、「必興」↓「必務求興」↓「求興」なる表現の推移から明らかである。ついで、

今天下之王公大人土君子、中実將欲遵道利民、本察仁義之本、天之意、不可不順也、順天之意者、義之法也、(天志中)

は「中実將欲」と、「將」をもつので兼愛中等よりは降る。篇首には、「子墨子言曰、今天下之君子之欲為仁義者、則不可不察義之所從出」とあり、「欲為仁義」は、明鬼下等に属する非命下「為仁義」に「欲」が附される点、さらに尚賢下等に近い。

さらに、

是故子墨子曰、今天下之王公大人土君子、請將欲富其国家、衆其人民、治其刑政、定其社稷、当若尚同之不可不

察、此之本也、(尚同中)

には、非命上篇首の「子墨子言曰、古者王公大人、為政国家者、皆欲国家之富、人民之衆、刑政之治」を踏まえた表現が認められるが、「将欲」「以求興」「天下之利、除」⁸³「天下之害」「将以為万民興利除害」などは明鬼下等と共通の表現であり、さらに「不可不察」を篇末に用いることは、明鬼下等や天志中よりもさらに尚賢下等に近い。

以上の所見をまとめ、古いものから順に並べると、次のようになる。

I 兼愛中・非命上

II 明鬼下・非樂上・非命下

III 天志中

IV 尚同中

V 尚賢下・尚同下・非攻下・節葬下・天志下

I 非命上・II 非命下、IV 尚同中・V 尚同下、III 天志中・V 天志下などの如く、上中下が十論それぞれにおける先後を反映することが確認される。その一方で、V は全て下だが、そのほかはI で上中、II で上下が混在しており、上下各十篇をそれぞれまとめたテキストとすることはやはりできないということになる。

次に、これらとの表現の共有を手がかりにその他の諸篇の成立時期を考えてみよう。

尚同上・兼愛上・非攻上にはI 以下とのまとまった表現の共有が認められない。上述の如く、共有された表現の部分は、十論の各論的な主張を統括する総論である。各論が先行したのちに総論が出現するはずであり、逆にいえば、他篇との表現の共有が認められないものが最も初発的な著作ということになる。

尚賢上篇首の「子墨子言曰、今者王公大人、為政於国家者、皆欲国家之富、人民之衆、刑政之治」はI 非命上に見

える。

尚賢中篇末の「子墨子言曰、今大人欲王天下、正諸侯、將欲使意得乎天下、名成乎後世」の「王天下、正諸侯」は、I非命上に「而王天下、政諸侯」と見えるが、「今王公大人中実將欲治其国家、欲脩保而勿失」の「將欲」はIより降る。「兼而愛之、從而利之」は、兼愛中「夫愛人者、人必從而愛之、利人者、人必從而利之、惡人者、人必從而惡之、害人者、人必從而害之」・天志上「此之我所愛兼而愛之、我所利兼而利之」を結合したものと思われる。また、賢者之長官也、夜寢夙興、收斂閔市山林沢梁之利、以実官府、是以官府実而財不散、賢者之治邑也、蚤出莫入、耕稼樹藝聚菽粟、是以菽粟多而民足乎食、

の部分を、
 十君子竭股肱之力、亶其思慮之智、内治官府、外收斂閔市山林沢梁之利、以実倉廩府庫、此其分事也、農夫蚤出暮入、耕稼樹藝、多聚菽粟、此其分事也、（非樂上）

今也卿大夫之所以竭股肱之力、殫其思慮之知、内治官府、外斂閔市山林沢梁之利、以実官府而不敢怠倦者、何也、曰、彼以為強必貴、不強必賤、強必榮、不強必辱、故不敢怠倦、今也農夫之所以蚤出暮入、強乎耕稼樹藝、多聚菽粟、而不敢怠倦者、何也、曰、彼以為強必富、不強必貧、強必飽、不強必飢、故不敢怠倦、（非命下）

などIIに属する諸篇が引用していることは明らかである。従つて、尚賢中はI IIの間の成立となる。

兼愛下篇首の「子墨子言曰、仁人之事者、必務求興天下之利、除天下之害」はII非樂上篇首にほぼそのまま見える。非攻中篇首の「子墨子言曰、古者王公大人、為政於国家者、情欲譽之審、賞罰之当、刑政之不過失」の「古者王公大人為政於国家者」は、上述の如く、I非命上の篇首に見える。

節用上篇首「其興利多也」の「興利」は、I兼愛中篇首の「必興天下之利」に見えるが、II明鬼下篇首の「中実將

表 1

	尚賢	尚同	兼愛	非攻	節用	節葬	天志	明鬼	非樂	非命
		上	上	上						上
I 中実欲天下之富而惡其貧、欲天下之治而惡其乱、	上		中	中						上
	中				上中		上			中
II 中実將欲興天下之利、除天下之害、			下					下	上	下
III 中実將欲遵道利民、							中			、
IV 請將欲富其國家、衆其人民、治其刑政、定其社稷、		中								
V 中実將欲為仁義、求為上士、上欲中聖王之道、下欲中國家百姓之利、	下	下		下	下	下	下			

欲求興天下之利」の如く「求」を附するには至っていない。I IIの間の成立となる。

節用中「是故古者聖王、制為節用之法曰」「古者聖王、制為飲食之法曰」「古者聖王、制為衣服之法曰」「古者聖王、制為節葬之法曰」などは、節用上「昔者聖王為法曰」に基づく表現である。篇首「子墨子言曰、古者明王聖人所以王天下、正諸侯者」の「王天下、正諸侯」は、上述の如く、非命上・尚賢中にも見えるので、これもI IIの間に位置するものとなる。

天志上「然則天欲其生而惡其死、欲其富而惡其貧、欲其治而惡其乱」はI 非命上篇首の「國家之富、人民之衆、刑政之治」と「富」「治」を共有するが、「衆」の代わりに「生」を用いる。また、I 兼愛中・非命上と同様、「兼相愛、交相利」が見えるが、さらに「別相惡、交相賊」が附加されるに至っている。十論の慣用表現たる「潔為粢盛酒醴」がすでに見えるが、これを非命上がなお「供粢盛酒醴」に作ることも天志上が非命上より降ることを示す。先王を列挙するに、尚賢上「堯舜禹湯」に対し、「禹湯文武」とあり、尚賢中ではこれらを結合して「堯舜禹湯文武」と見える。尚賢上・中の間に位置するものと思われる。

非命中の篇末に、

且今天下之士君子、將欲辯是非利害之故、当天有命者、不可不疾非

也、

執有命者、此天下之厚害也、是故子墨子非也、

とある。「将欲」はⅠより降る。Ⅱ非命下よりは早いはずなので、ⅠⅡの間の成立となる。

以上の所見を踏まえ、十論全体の先後を図示してみると表Ⅰのようになるう。

(2) 十論諸篇の絶対年代

前節の作業は、十論の相対的先後を確認するものであった。本章では、他の諸子書との比較によって十論の絶対年代を推定することにする。

ここであらかじめ確認しておきたいのは、いわゆる先秦諸文献成立の絶対年代である。歴史言語学的分析に拠る限り、現時点^④において、ほぼ前四世紀末に推定される『孟子』以前の成書が推定される文献は、『詩』『書』を除けば、『論語』『左伝』と『礼記』のいくつかの篇に限られるのであって、それ以外の儒家の著作や諸子書、『国語』『戦国策』などは、『孟子』以降、基本的に前四世紀末以降に降るものと判断される^⑤。

出土文字資料については、文献との比較が可能で、しかも前四世紀半ば以前に遡ることが確言できる材料は乏しい。『墨子』に関連して検討しておかねばならないのは、信陽長台関M1出土楚簡である。第一簡に次のようにある。

□□周公戡然作色曰、烏夫、蔑人各上則型(刑)戮至、剛……

同墓は前四世紀半ばに断代されるので、そのころの文献というだけで貴重だが、李学勤が指摘するように、『太平御覽』卷八百二の引く『墨子』佚文

周公見申徒狄曰、賤人強氣則罰至、申徒狄曰、周之靈珪出於七、楚之明月出蚌蜃、五象出於汙沢、和氏之璧、夜光之珠、三棘六里、此諸侯所謂良宝也、

の「周公見申徒狄曰、賤人強氣則罰至」が楚簡の冒頭部分を引用するものであることは確かであろう。李学勤は、「賤人」が『墨子』に常見すること、第二簡の「尚賢」が『墨子』特有の術語であることなどを根拠に、この文献が『墨子』佚篇であると主張する。

しかしながら、「賤人」が『左伝』昭二十七に見え、「尚賢」も『論語』子張「君子尊賢而容衆」に同義の「尊賢」が見える以上、これらの語彙を墨家に排他的に関連づけることは困難である。さらに、この文献を『墨子』佚篇とすることを何より困難にするのは、その規模である。この文献は一一九簡に及び、報告書の排列に従えば、第一一八簡に「□淺」とあるので、第一簡の話題が最後まで続いていったことになり、かつ第七四簡に「哉、周公曰」とあるので、少なくともこのあたりまでは、周公と某人の対話篇の形式を採っていたことになる。最も保存状態のよい第一簡には、ほ二〇字があるので、第七四簡までで約一五〇〇字、第一一九簡までで約二四〇〇字あったことになる。現行の『墨子』において、篇中に歴史上の人物の対話が見えるのは、

昔者鄭穆公当昼日中处乎廟、有神入門而左、鳥身、素服三絶、面状正方、鄭穆公見之、乃恐懼、神曰、無懼、帝享女明德、使予錫女寿、十年有九、使若国家蕃昌、子孫茂母失、鄭穆公再拜稽首、曰、敢問神名、曰、予為句芒、

の如く、明鬼下における諸国の『春秋』を引用する部分だけであり、その字数は一〇〇字にも満たない。そもそも一五〇〇〜二四〇〇字は、後掲の如く、十論の比較的長い篇に相当するものであり、『墨子』においてかくも長い引用がありえとは思えない。長台閣文献はそれ自体独立の著作とみなすべきものであり、『墨子』佚文はその極く一部

を引用したものに過ぎないと思われる。

前節の作業によつて、尚同上・兼愛上・非攻上が十論最古の諸篇と推定される。そこで、それぞれの篇に特徴的な語彙の使用状況を確認してみる。

まずは兼愛上だが、その篇首の一節は次の如くである。

聖人治天下為事者、必知乱之所自起、焉能治之、不知乱之所自起、則不能治、譬之如医之攻人之疾者然、必知疾之所自起、焉能攻之、不知疾之所自起、則弗能攻、治乱者何独不然、必知乱之所自起、焉能治之、不知乱之所自起、則弗能治、聖人以治天下為事者也、**不可不察乱之所自起、**

十論に頻見し、Vにおいて篇末の定型的表現に取り込まれることになる「不可不察」がすでに見える。ところが、これは『孟子』やそれ以前に遡ることが確言できる諸文献には見えない。^⑧

次に、非攻上だが、やはり篇首の一節を取り出してみると次の如くである。

今有一人、人人圍圃、竊其桃李、衆聞則非之、上為政者、得則罰之、此何也、以虧人自利也、至攘人犬豕雞豚者、其不義、又甚人人圍圃竊桃李、是何故也、以虧人愈多、其不仁茲甚、罪益厚、至人人欄厩、取人馬牛者、其不仁義、又甚攘人犬豕雞豚、此何故也、以其虧人愈多、苟虧人愈多、其不仁茲甚、罪益厚、至殺不辜人也、地其衣裳、取戈劍者、其不義、又甚人人欄厩、取人馬牛、此何故也、以其虧人愈多、苟虧人愈多、其不仁茲甚矣、罪益厚、当此天下之君子、皆知而非之、謂之不義、

ここでは、「愈多」なる表現が頻見するわけだが、これまた『孟子』やそれ以前の成書が推定できる諸文献には見えない。^⑨

最後に尚同上だが、その冒頭部分に、「子墨子言曰、古者民始生、未有刑政之時」とある。「刑政」は、尚同中篇末

の定型化された部分にも見え、十論を特徴付ける語彙といつてよい。これは、『論語』為政「道之以政、齊之以刑」に由来する語彙と思われ、『左伝』隱十一「君子謂鄭莊公失政刑矣」・『孟子』公孫仕上「及是時明其政刑」では『論語』の次序の如く「政→刑」に作る。これが転倒した「刑→政」は『礼記』樂記、『国語』周語中・晋語三、『管子』『晏子春秋』『商君書』『荀子』などに見えるが、『呂氏春秋』『韓非子』『戦国策』『新語』『新書』『尚書大伝』『韓詩外伝』『春秋繁露』『淮南子』にはもはや見えず、『史記』には『礼記』樂記と重複する樂書のみに見える。すなわち、「刑政」とは、『孟子』よりのちに定着し、戦国最晩期には早くも用いられなくなった語彙となる。『墨子』では、尚賢中・下にはすでに「刑政」に代わって「刑法」が用いられているが、「刑政」が決定的に使われなくなったのは、やはり秦始皇の諱を避けたためであろう。孟子の活動年代の最下限を示すのは、

宋将将之楚、孟子遇於石丘、曰、先生将何之、曰、吾闻秦楚构兵、……（『孟子』告子下）

で、前三二二年の丹陽の戦に関わる。従つて、「刑政」は前三二二年以降、前二二一年以前の語彙ということになる。「刑政」がVの尚同下・節葬下になお用いられているので、前二二一年は十論全体の下限ということになる。要するに、十論は前三二二年から前二二一年の九〇年ほどの間に成書したものと見られる。

(3) 十論の推移

表 2

	尚賢	尚同	兼愛	非攻	節用	節葬	天志	明鬼	非樂	非命
		上× 794	上× 565	上× 426						
I	上△ 820		中△ 1305	中△ 1274						上① 1477
	中⑥ 2337				上△ 597 中△ 578		上× 1366			Ⅲ③ 994
II			Ⅳ④ 2720					Ⅳ④ 3417	上② 1544	Ⅳ④ 1437
III							Ⅲ③ 2308			
IV		中⑥ 2399								
V	Ⅳ② 1494	下① 1881		下× 2015		下△ 2751	Ⅳ① 2292			

十論の全般的な推移を考える手がかりとして、『詩』『書』など古典の引用状況を確認しておこう。表2は、表1に、古典の引用状況を附記したものである。×は引用が全く見られないもの、△は尚賢上「是故古者

聖王之為政也、言曰」の如く篇名がないもの、丸数字を附

したのは『詩』『書』の篇名が挙げられているもの、数字は引かれた篇の数である。下の数字は渡辺氏の提示する篇の字数である。白抜きは、古典の引用に関連して、非命中「故書之竹帛、琢之金石、於先王之書、仲虺之告曰」の如き表現の見られるもの。

以其所書於竹帛、鏤於金石、琢於槃盂、伝遺後世子孫者知之、秦誓曰、…(兼愛下)

故書之竹帛、伝遺後世子孫、咸恐其腐蠹絶滅、後世子孫、不得而紀、故琢之盤盂、鏤之金石以重之、(明鬼下)

是以書之竹帛、鏤之金石、琢之盤盂、伝遺後世子孫、曰、…(非命下)

書於竹帛、鏤之金石、琢之槃盂、伝遺後世子孫、曰、…又書其事於竹帛、鏤之金石、琢之槃盂、伝遺後世子孫、曰、…(天志中)

などⅡⅢ諸篇では、非命中の「竹帛」「金石」に対し、「盤

孟」が加わり、定型句が完成しているが、

故書之竹帛、琢之槃孟、伝以遺後世子孫、於先王之書、呂刑之書然、…（尚賢下）

有書之竹帛、藏之府庫、為人後子者、必且欲順其先君之行、曰、…（天志下）

などV諸篇では、すでにこの定型句が崩れている。

表を一見すれば明らかのように、Iまでではわずかに非命上に引用が認められるだけだが、I／IIからIVにかけてが3／6件と引用が最も盛んで、Vにはすでに引用が0／2件となっている。

引用の形式に着目するならば、

於先王之書、呂刑之書然、王曰、…於先王之書、豎年之言然、曰、…（尚賢下）

於先王之書也、大誓之言然、曰、…（尚同下）

於先王之書、大夏之道之然、…（天志下）

と、V諸篇が「於先王之書、…然」なる共通の形式をもつ。『書』の篇名の前に「先王之書」を冠することは、十論の『書』引用で一般に見られる形式だが、ただ、II IIIの、

泰誓曰、…且唯泰誓為然、雖禹誓即亦猶是也、禹曰、…且唯禹誓為然、雖湯說即亦猶是也、湯曰、…（兼愛下）

然則姑嘗上觀乎夏書、禹誓曰、…且禽艾之道之曰、…（明鬼下）

禹之総徳有之曰、…仲虺之誥曰、…太誓之言也、於去癘、曰、…昔紂執有命而行、武王為太誓去癘以非之、曰、…（非命下）

大誓之道之曰、…（天志中）

などが、「先王之書」という表現を用いず、さらに篇名だけを記していることは注目に値する。遑つて尚同上・兼愛上・非攻上では古典も説話も用いられず、ついでIでは

是故古者聖王之為政也、言曰、不義不富、不義不貴、不義不親、不義不近、（尚賢上）

の如く「聖王」の発言が引用されるが、その文体は古雅さをもたず、実際の引用ではなく、引用の形式を仮構したに過ぎない。本格的な引用が始まるのがI/IIの尚賢中からであり、

詩曰、…故先王言曰、…**先王之書**、距年之言也、伝曰、…湯誓曰、…**先王之書**、呂刑道之、曰、…故先王之言曰、…周頌道之曰、…

の如く、「詩」や「周頌」以外は「先王之書」が必ず附せられている。このような篇名の挙げ方は、実のところ他の文献には見あたらないところであり、この事実は、尚同上などの卑俗といつてよい語り口と相俟つて、墨家が、本来、古典とは縁遠い社会的地位にあつたことを示すものの如くである。墨家が古典を大々的に導入するのがII〜IVの時期であり、この段階に属する諸篇の字数が大きいのは、引用の多さに由来する部分がある。ことに、上掲のII III諸篇が、「先王之書」を用いず、篇名のみを掲げるのは、墨家のこれら古典への習熟を示すものとなる。ところが、IVでは、ふたたび「先王之書」という表現が現れ、さらには古典の直接的な引用が認められなくなっているのであり、II IIIに展開した古典への傾斜が見直されたものにほかならない。この推移の背景として、古典の多用は儒家への対抗を示すものと思われ、II IIIで推進されたこの路線が、IV Vで見直されたものであろう。

第二章 十論以外の諸篇

十論に關わる所見に基づき、本章では、十論以外の諸篇と十論との關係を考察する。なお第6類備城門第五十二、雜守第七十一の兵技巧諸篇については、別稿³²に論じたので、本章では言及しない。

(1) 非儒下

非儒下につき注目されるのは、次の一節である。

有強執有命以說議曰、寿夭貧富、安危治乱、固有天命、不可損益、窮達賞罰幸否有極、人之知力、不能為焉、群吏信之、則怠於分職、庶人信之、則怠于從事、吏不治則乱、農事緩則貧、貧且乱、政之本、而儒者以為道教、是賊天下之人者也、且夫繁飾礼樂以淫人、久喪偽哀以謾親、立命緩貧而高浩居、倍本棄事而安怠傲、貪於飲食、惰於作務、陷於飢寒、危於凍餒、無以違之、

結論的にいえば、表現に注目する限り、この一節は、Ⅱの明鬼下・非樂上・非命下に關係が深い。すなわち、「群吏信之、則怠於分職」の「分職」は十論には見えず、わずかに、非樂上に、

然即姑嘗教天下分事、而觀樂之害、王公大人、蚤朝晏退、聽獄治政、此其分事也、士君子竭股肱之力、亶其思慮之智、内治官府、外收斂閔市山林沢梁之利、以実倉廩府庫、此其分事也、農夫蚤出暮入、耕稼樹藝、多聚叔粟、此其分事也、婦人夙興夜寐、紡績織紝、多治麻絲葛緒綱布繆、此其分事也、

に「分事」として見えるだけである。「吏」も十論では、明鬼下に「是以吏治官府之不黎廉、…是以吏治官府、不敢

不絮廉、……と見えるだけである。実のところ、「分職」「吏」は『墨子』においては兵技巧諸篇に類見するのであり、非儒下はこれらに近いものといえよう。

そのほか、「執有命」は、非命上中下に均しく見えるが、Ⅱとの関連を考慮すれば、非命下に由来するものと判断される。「従事」についても、明鬼下「正長之不強於聴治、賤人之不強於従事也」・非樂上「与君子聴之、廢君子聴治、与賤人聴之、廢賤人之従事」などは、上掲の「群吏信之」以下の部分と用法を同じくし、「農事」に関連して、非樂上・非命下に「農夫」が見える。「久喪偽哀」の「久喪」はⅤ節葬下では専ら「厚葬久喪」と熟して用いられる。それ以前については、Ⅰ／Ⅱの節用中に、「古者聖王制為節葬之法曰、……死者既葬、生者毋久喪用哀」とある。「久喪偽哀」がこの「久喪用哀」に基づくことは明らかであろうし、節葬下の如く「厚葬久喪」と成語化していない点から、「久喪偽哀」はⅡに属した節葬上もしくは中に由来するものとなる。

非儒下が十論を擁した集団からの分派の著作であるとすると、その分派の時期は、Ⅱの頃ということになる。非儒下について注目されるのは、篇の後半における孔子説話のありかたである。列挙してみると次のようになる。

① 齊景公問晏子曰、孔子為人何如、……孔某之荊、知白公之謀、而奉之以石乞、君身幾滅、而白公僂、……

② 孔某之齊、見景公、景公説、欲封之以尼谿、以告晏子、……孔某乃恚、怒於景公与晏子、乃樹鴟夷子皮、於田常之門、告南郭恵子、以所欲為、婦於魯、有頃、聞齊將伐魯、告子貢曰、賜乎、舉大事、於今之時矣、乃遣子貢之齊、因南郭恵子、以見田常、勸之伐呉、以教高国鮑晏、使母得害田常之乱、勸越伐呉、三年之内、齊呉破国之難、伏尸以言術數、孔某之誅也、

③ 孔某為魯司寇、……

④ 孔某窮于蔡陳之間、……哀公迎孔子、席不端弗坐、割不正弗食、……孔某曰、來、吾語女、……

- ⑤ 孔某与其門弟子間坐、曰、夫舜見瞽叟孰然、此時天下坂乎、周公且非其人也邪、何為舍其家室而託寓也、
- ⑥ 孔某所行、心術所至也、其徒属弟子、皆效孔某、子貢・季路輔孔悝乱乎衛、陽貨乱乎齊、佛肸以中牟叛、秦雕刑殘、莫大焉、：

まず指摘すべきは、『論語』『孟子』を踏まえた記述である。すなわち、③は『孟子』告子下「孔子為魯司寇」を、④「孔某窮于蔡陳之間」は『論語』衛靈公「在陳絶糧・『孟子』尽心下「君子之厄於陳蔡之間、……」を踏まえ、「席不端弗坐、割不正弗食」は、『論語』郷党「席不正不坐」「割不正不食」を、「來、吾語女」は陽貨「居、吾語女」を用い、⑤の舜・周公且のことは『孟子』に頻見し、瞽叟は『孟子』に初見する。⑥「佛肸以中牟叛」は、『論語』陽貨「佛肸以中牟畔」を用いる。

次に指摘すべきは、『左伝』との関係だが、これは単に話題を共有するにとどまらない。すなわち、①白公の乱は、哀十七に見えるが、石乞の闕与や「君身幾滅」の推移など微細にわたり、『左伝』の記述を踏まえたものと思われる。②「高国鮑晏」なる略称は『左伝』に散見する「高国」や「高鮑」を参照したものと思われる。③「子貢・季路輔孔悝乱乎衛」は、哀十五に見えるが、孔悝は『左伝』にしか見えない。また「陽貨乱乎齊」は、定九に見えるさほど有名でない逸話である。

一体、『墨子』には、『左伝』との対応が時に濃厚に認められ、墨家の活動の根拠地に『左伝』が流布していたことを知るが、一方で、『論語』『孟子』など齊魯の地における儒家の著作を一見して引用とわかるほどに濃厚に受容することは、十論には認められず、非儒下の地域性を反映するものといつてよい。ここで指摘すべきが、斉との関連である。⑥「陽貨乱乎齊」など、非儒下は、『左伝』の斉に関わる記述を丁寧に渉獵していたことが窺われるが、何より、①②で晏子に孔子を批判させていることは、

公孫丑問曰、夫子当路於齊、管仲・晏子之功可復許乎、孟子曰、子誠齊人也、知管仲・晏子而已矣、(『孟子』公孫丑上)

に窺われるように、齊人の視点に立つものといえる。

以上要するに、非儒下は、十論のⅡの諸篇が成立した後、齊地で成立した墨家分派の著作であると思われる。

(2) 墨辯諸篇

「経上」小取のいわゆる墨辯六篇について特筆すべきは、十論ではほとんど見えないような語彙が扱われていることである。たとえば、経上には、「礼、敬也」とあるが、「礼」は十論では尚同中「父子兄弟之礼」・節用中「俛仰周旋威儀之礼」の二例がわずかに見えるに過ぎない。果たして経上のこの周辺を見ると、「仁、体愛也」「義、利也」「忠、以為利而強低也」「孝、利親也」「信、言合於意也」などが近くにまとまっており、これらが儒家が愛用する語彙であることがただちに理解される。さらに、「狂、自作也」「謂、作賺也」は、「狂謂」を説明するものだが、これは、『論語』公治長「吾党之小子狂簡」・子路「不得中行而与之、必在狂狷乎、狂者進取、狷者有所不為也」に見え、『孟子』尽心下はこの二条を引用して「狂」を論じている。一方で、十論にはわずかに「狂」のみが、非攻下「武王乃攻狂夫」に見えるだけである。このように、墨辯は十論に比べて、儒家との論争がより明確に反映されており、そのような方向に特化した分派の作品と思われるが、その分派の時期については、たとえば、「義、利也」の「義」が十論全般に

頻見するように、語彙の点からの確定は困難である。成立地域については、渡辺氏も指摘するように、経説下「買、刀糴相為賈、刀輕則糴不貴、刀重則糴不易、王刀無変、糴有変、歳変糴、則歳变刀」において、刀錢が見えることから齊地の作としてよからう。非儒下と同様、齊地において儒家との対決への特化を迫られたということである。

ここで指摘すべきは、「正」の古字とされる「𠂔」がこの文の直後に見えることである。

若鬻子、賈、尽也者、尽去其以不讐也、其所以不讐去、則讐、𠂔賈也宜不宜、𠂔欲不欲、若敗邦鬻室、嫁子無子、一体、『墨子』においてここ以外に「𠂔」字が用いられるのは、経上下と兵技巧諸篇に属する号令に限られている。一方、『墨子』においてここ以外に「𠂔」字が用いられるのは、経上下と兵技巧諸篇に属する号令に限られている。別稿で考証したように、号令は秦地の作と推定され、従って「𠂔」は秦始皇の諱を避けるため用いられたものと思われる⁹⁾。一方で、経説下がここ以外で「正」を専ら用いることは、現行本に連なるテキストが前漢期に抄写された際に、「𠂔」を「正」に改めたが、この部分だけ、その処理をしそこねたことを示している。そのことは、すぐ下に「若敗邦鬻室」と「邦」字をも存置することに傍証を得る。経下でも、「𠂔」は、現行本の排列に従った場合、

𠂔而不可擔、説在搏、景之小大、説在地𠂔遠近、字進無近、説在數、天而必𠂔、説在得、

と、極く近接して三箇所見えているだけであり、この「𠂔」も経説下と同様に「正」に改めそこなったものであろう。要するに、現行本に連なる経下・経説下のテキストは、齊が秦に征服された前二二一年以降に「正」を「𠂔」に改めたものを、前漢に入ってから「正」に戻したものと思われる。一方で、全篇を通じて「𠂔」を用いる経上は、統一秦時代に抄写されたテキストが保存されたものとなろう。齊地の墨家が統一秦時代にもなお活動を続けていたことを窺わせるものだが、加えて、劉向校書に用いられたテキストの多様性、校書における原テキストの保存を窺わせる。

「𠂔」が、それ以前の「正」を抄写の際に改めたものであるとすると、墨辯諸篇成書の下限はやはり秦始皇の斉征

服以前となろう。また、『墨子』の他の部分に「正」が認められないことは、十論のみならず、他の諸篇も基本的に前二二二年前に成書したことを示すものとなろう。

(3) 耕柱等諸篇

第6類の耕柱第四十六、公輸第五十は、墨子と弟子の対話篇を基調とする、墨家の『論語』ともいふべき部分である。

十論と比較した場合の顕著な特徴は、儒家との具体的な交渉である。無論、論争の対象であり、墨子にやりこめられるのではあるが、「子夏之徒」(耕柱)のほか、巫馬子(耕柱)・公孟子(公孟)など儒家が具体的に登場し、とくに巫馬子・公孟子は「子」と敬称されている。また、耕柱「子墨子聞之曰、葉公子高未得其間也、仲尼亦未得其所以対也」は、孔子になお批判的だが、

公孟子謂子墨子曰、昔者聖王之列也、上聖立為天子、其次立為卿大夫、今孔子博於詩書、察於礼楽、詳於万物、若使孔子当聖王、則豈不以孔子為天子哉、子墨子曰、夫知者、必尊天事鬼、愛人節用、合焉為知矣、今子曰孔子博於詩書、察於礼楽、詳於万物、而曰可以為天子、是數人之齒、而以為富、(公孟)

では、公孟を揶揄しながらも、孔子を「天子」に見立てるその主張は決して全否定していない。さらに、公孟「子墨子与程子辯、称於孔子、程子曰、非儒、何故称於孔子也、……」では、墨子が孔子を直接称賛しさえしている。非儒下と比較した場合、儒家への有和的態度とさえいってよい。儒家の古典尊重に対しても、公孟「子墨子謂公孟子曰、……或以不喪之間、誦詩三百、……」ではなお批判的だが、上掲の公孟「今子曰、孔子博於詩書」ではむしろ好意的であり、

さらに、貴義「子墨子南游使衛、関中載書甚多、…子墨子曰、昔者周公旦朝読書百篇、…」では墨子が「読書」の重要性を主張し、さらに、公孟「公孟子謂子墨子曰、…故先王之書（子亦）」「箕子」有之曰、…」では墨子が、『書』を引用しているのである。

このような儒家への接近は、これらの諸篇が儒家の本拠地たる魯地で作成されたことに由来するものであると思われる。一体、これら諸篇の舞台は基本的に魯であり、耕柱「季孫紹与孟伯常治魯国之政、…」など他書に見えない魯に関わる具体的記述も少なくない。十論に見えない周公旦が上掲貴義に見えるのもこのためである。

十論と比較した場合のこれらの特徴は、これらが魯地で成立した分派の著作であることを示唆する。表現について十論と比較した場合、もつとも注目されるのは、

子墨子曰、凡入国、必挾務而從事焉、国家昏乱、則語之尚賢尚同、国家貧、則語之節用節葬、国家意、音湛湏、則語之非樂非命、国家淫僻無礼、則語之尊天事鬼、国家務奪侵凌、則語之兼愛非攻、（魯問）

の一節である。ここには、十論の名称が出揃っているが、問題は、現行本の天志・明鬼を尊天・事鬼に作ることである。同様の名称は上掲の公孟「必尊天事鬼」にも見える。実のところ、顔師古の「墨子有節用・兼愛・上賢・明鬼神・非命・上同等諸篇」〔漢書注〕藝文志〕なる証言に認められるように、唐初においてさえ、明鬼は「明鬼神」と称されておられ、現行の篇名が確定するのはさらに降ることになる。遡って、『漢書』藝文志には、

墨家者流、蓋出於清廟之守、茅屋采椽、是以貴儉、養三老五更、是以兼愛、選士大射、是以上賢、宗祀嚴父、是以上鬼、順四時而行、是以非命、以孝視天下、是以上同、此其所長也、…

とあり、明鬼は「右鬼」と称されていた。明鬼・「明鬼神」・「右（有）鬼」は、明鬼下篇末の「当若鬼神之有也、将不可不尊明也、聖王之道也」に由来するものに相違ない。「尊天」「事鬼」の十論における用例は、上非命上「以上尊

「天事鬼」・Ⅰ／Ⅱ尚賢中「以尚尊天事鬼、愛利万民」・天志上「其事上尊天、中事鬼神、下愛人」に限られている。天志が「尊天」と称されたのは、天志上「其事上尊天」に由来するものであり、明鬼が「事鬼」と称されたのは、すでに佚している明鬼上・中に「事鬼」があったからであろう。さらに非樂上がⅡの成立であることを考慮するならば、魯問の十論の名称が出揃うのはⅡ以降となる。一方で、

古之聖王、欲伝其道於後世、是故書之竹帛、鏤之金石、伝遺後世子孫、欲後世子孫法之也、今聞先王之遺而不為、是廢先王之伝也、（貴義）

則書之於竹帛、鏤之於金石、以為銘於鐘鼎、伝遺後世子孫、…亦書之竹帛、以為銘於席豆、…（魯問）

などでは、Ⅱ・Ⅲに見える定型句がすでに解体しており、Ⅳの頃における分派の成立を示唆するものとなる。さらに、魯問「楚之南、有啖人之国者、橘、其国之長子生、則鮮而食之、謂之宜弟」は、Ⅴ節葬下の、

昔者越之東、有軻流之国者、其長子生、則解而食之、謂之宜弟、…楚之南、有炎人国者、其親戚死、朽其肉而棄之、然後埋其骨、乃成為孝子、…

に対応するが、炎人（啖人）国と軻流国を取り違えており、節葬下を参照し得なかったことを示唆する。このこともⅣの頃における分派を傍証する。

上述の如く、十論における古典の引用はⅡⅢにおいて最も盛んで、Ⅴにはむしろ後退する。儒家に対抗すべく、儒家の古典引用を模倣したものが、模倣はやがて宥和をもたらずのであって、Ⅳの頃に至って儒家に宥和的な分派が魯地で成立し、一方で従来の本拠地において魯地の分派に対抗すべく制作されたのがⅤの諸篇であったと思われる。

（4）親士等諸篇

第1類の親士第一、三辯第七は『墨子』諸篇でも最も新しい部分とされる。確かに、修身には、墨家特有の言説が見出せず、親士「昔者文公出走而正天下」の「正天下」は、十論ではV天志下に見え、所染に類見する「此四王者、所染当」など、「此×王者」なる表現は、Vの非攻下「若以此三聖王者觀之」・節葬下「若以此若三聖王者觀之」に見えるので、V以降の著作ということになる。また、三辯は「程繁問於子墨子曰」と、公孟に程子として見える程繁と墨子の対話篇の形式を採り、

昔者堯舜有茅茨者、且以為礼、且以為樂、湯放桀於大水、∴因先王之樂、又自作樂、命曰護、又脩九招、武王勝殷殺紂、∴因先王之樂、又自作樂、命曰象、周成王因先王之樂、又自作樂、命曰騶虞、∴

の・節では、十論に見えない周成王に言及しており、貴義が周公旦に言及することを想起させる。形式・内容の点から耕柱等篇から派生した著作といえよう。

十論と比較した場合、これらは確かに『墨子』諸篇で最も降る部分といえそうだが、その一方で、辞過は、節用下に擬する論者があるように、内容的には節用上・中に似るが、表現については、各段落の末尾に、「君実欲天下之治、而悪其乱也、当為宮室、不可不節」なる定型的な表現が用いられていることが注目される。「君実欲天下之治、而悪其乱也」は、I兼愛中・非命上「忠実欲天下之富而悪其貧、欲天下之治而悪其乱」に基づくものに相違ないが、I／IIにすでに見え、II以下では定型表現というべき「将欲」を用いないことからいえば、I／IIに位置づけてよいものと思われる。ついで、七患には「夏書」「殷書」「周書」とあるが、このような名称は十論では、II明鬼下「周書」のみに見える。最後に、法儀「率以詬天侮鬼」の「詬天侮鬼」は十論では、I／II尚賢中・II明鬼下のみに見え、「率以尊天事鬼」の「尊天事鬼」は上述の如く、I／II尚賢中・天志上を下限とする。辞過・七患・法儀は最も降る部分

とは必ずしもいえない。

親士等諸篇は全体として一つのまとまりをなすわけではなく、十論以下の諸篇にも収まらない孤立した諸篇といえる。劉向が『墨子』書を最終的に編纂した段階で、このような他篇とまとまりをなさない諸篇を並べたのがこれら親士等諸篇であると思われる。

第三章 墨子書の編纂

(1) 墨家の推移⁸¹⁾

耕柱等諸篇に窺われる墨子の活動については、貴義に「子墨子南游於楚、見楚献惠王、献惠王以老辞」とあり、遅くとも楚惠王（前四八八〜前四三二）の末年前四三二年前に開始されていたことがわかる。一方、魯問の魯陽文君との対話に、「鄭人三世殺其父、天加誅焉、使三年不全」とあるが、これは前三九五年度の鄭康公の篡奪⁸²⁾を前提とする記述であり、墨子の事績の下限となる。墨子の活動が確言できる年代は、前四三二〜前三九五年度の四〇年ほどに求められよう。

墨家の以後の推移については、『呂氏春秋』に断片的な記述が見える。すなわち、

墨者鉅子孟勝、善荆之陽城君、陽城君令守於国、毀璜以為符、約曰、符合聽之、荆王薨、群臣攻與起、兵於喪所、陽城君与焉、荆罪之、陽城君走、荆収其国、…孟勝曰、…我将属鉅子於宋之田襄子、田襄子賢者也、何患墨者之絶世也、…（上徳）

には、楚肅王（前三八〇〜前三七〇）が卒し、呉起が誅殺された際に、楚の陽文君に仕えた孟勝が墨者全体を統括する「鉅子」の地位にあり、これを宋にあつた田襄子に譲つたことが見える。ついで、

墨者有田鳩欲見秦惠王、留秦三年而弗得見、客有言之於楚王者、往見楚王、楚王説之、与將軍之節以如秦、至、
囚見惠王、（首時）

には、墨者田鳩が秦恵文王（前三三七〜前三二一）への会見を求めたことが見え、さらに、

墨者有鉅子腹躰、居秦、其子殺人、秦恵王曰、先生之年長矣、非有它子也、…（去私）
は、墨者の「鉅子」腹躰が秦にあつたことを記す。

孟子の活動年代は、秦恵文王の在位年代にほぼ重複するが、『孟子』は、滕文公下「楊朱墨翟之言盈天下、天下之言不歸楊則歸墨」・尽心下「逃墨必歸於楊、逃楊必歸於儒」と、墨家の繁栄を伝え、滕文公上「墨者夷之因徐辟而求見孟子」の一節は、墨者夷之との論争を伝える。また、『呂氏春秋』には、

司馬喜難墨者師於中山王前以非攻、曰、先生之所術非攻夫、墨者師曰、然、曰、今王興兵而攻燕、先生將非王乎、
墨者師曰、然則相国是攻之乎、司馬喜曰、然、墨者師曰、今趙興兵而攻中山、相国將是之乎、司馬喜無以応、（応言）

と、中山の燕への出兵を墨者師が批判している。ここに見える中山の相国司馬喜は、一九七九年に出土した中山王三器に見える相邦司馬貴に他ならない。同器群には中山の燕への出兵のことも見える。前三一八年、燕王噲が子之に禪譲したが、この結果、前三一六年に内乱が勃発し、これに乗じて齊が燕に出兵した。中山の出兵はこれに加担したものである。齊の燕への出兵を記した陳璋壺には「隹王五年」の紀年があり、齊宣王五年（前三一五）となる。

前四世紀の前半には、魯・齊・衛・宋および楚・越といった東方ないし南方に限られていた墨者の活動が、前四世

紀の後半には中山や秦にまで及び、ことに秦には「鉅子」腹臍が居住するまでに至っている。ところが、この一方で、

東方之墨者謝子將西見秦惠王、惠王問秦之墨者唐姑果、唐姑果恐王之親謝子賢於己也、対曰、謝子、東方之辯士也、其為人甚險、將奮於説以取少主也、……人之老也、形益衰、而智益盛、今惠王之老也、形与智皆衰邪、(『呂氏

春秋』去存)

に見えるように、秦恵文王末年には、すでに「東方之墨者」と「秦之墨者」の対立が伝えられ、「鉅子」の具体的な名前が腹臍を最後に見えなくなっていることにも窺われるように、前四世紀末には、「鉅子」のもとに一定の統一性を保持した墨者のありかたに変化が生じ、分派活動が顕著になってくる。

相里勤之弟子、五侯之徒、南方之墨者、苦獲・己齒・鄧陵子之属、俱誦墨經、而倍謔不同、相謂別墨、以堅白同異之辯相訾、以綺偶不侔之辞相応、以巨子為聖人、皆願為之尸、冀得為其後世、至今不決、(『莊子』天下)

世之顯学、儒・墨也、儒之所至、孔丘也、墨之所至、墨翟也、……自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵氏之墨、故孔・墨之後、儒分為八、墨離為三、取舍相反不同、而皆自謂真孔・墨、孔墨不可復生、將誰使定世之学乎、(『韓非子』顯学)

など前二世紀の言説には墨家の分裂が強調されている。

(2) 『墨子』の成立

十論のうち、最も早いと思われる尚同上・兼愛上・非攻上の三篇が、古典や説話を引用せず、卑俗とさえいえる語り口を保持するものであることは、これらが本来、読まれるものではなく、語られるものであったことを示している。

耕柱「能談辯者談辯、能說書者說書、能從事者從事」の「說書」はそれを指す。墨家の卑俗さは周知のことであつたとみえ、

楚王謂田鳩曰、墨子者、顯学也、其身体則可、其言多而不辯、何也、曰、…今世之談也、皆道辯說文辭之言、人主覽其文而忘有用、墨子之說、伝先王之道、論聖人之言、以宣告人、若辯其辭、則恐人懷其文忘其直、以文害用也、…故其言多不辯、(『韓非子』外儲說左上)

なる記述には、上掲の『呂氏春秋』首時に見える田鳩が登場し、前四世紀末の状況が設定されているが、ここでは墨者は専ら「身体」すなわち実践で評価され、「宣告」すなわち口頭の宣伝に際しては、多言だが雄辯ではないとされている。

歴史言語学的分析による限り、現行の『墨子』諸篇が『孟子』以降、秦の統一以前の成書となることは上述の如くである。これ以前にも何らかの著作があつた可能性まで否定することはできないが、尚同・兼愛上・非攻上の卑俗さから見て、それ以前の墨家に豊富な著作が蓄積されていたとは思えない。学術以前に政治宣伝であり布教であつた戦国期の諸子百家の活動においてそもそも文献は不可欠のものではなかつた。文献主義は、むしろ、降つて前漢中期においてさえ、

夫儒者、以六藝為法、六藝經伝以千萬數、累世不能通其学、当年不能究其礼、故曰、博而寡要、劳而少功、(『史記』太史公自序)

と、司馬談に嗤われるように、儒家の特異性というべきものであり、翻つて、儒家が正統化されて以降の学術のありかたを以てとりわけ前四世紀以前の諸子百家を類推することはできない。

『墨子』諸篇の成立は、墨家に当初より随伴したのではなく、前四世紀末における墨家の変質に伴うものであつ

たと思われる。前四世紀半ば以前の墨家は、禽滑離ら三百人が宋を防衛し（公輸）、孟勝がその弟子百八十人とともに戦死したように、「従事」すなわち実践をもつて知られ、鉅子のもとに統一を保持した集団であった。ところが、前四世紀末に至り、春秋期以来の政治社会秩序のありかたが最終的に解体し、百人単位の墨家の実践がもはや何らの影響を及ぼし得ないような、巨大な装置としての専制国家が胎動を開始した。従来のありかたが通用しなくなつた墨家は転身を余儀なくされるが、こうした場合、必然的に路線の対立から分裂が発生する。

より一般的にいつて、あるセクトにおける教典の文化は、分裂の危機を克服すべく正統的な教説を確認するために行われるとされるが、現行の『墨子』諸篇が前四世紀末以降の、正に分裂が認められ始めた頃以降の成立であることは、こうした一般的傾向による説明を可能にする。

上に検討したように、『墨子』諸篇は十論の部分を基幹とし、その影響のもとに他の部分が編纂されている。このことは、十論を擁した集団からの何度かにわたる分派を示唆するものである。分派のうち、非儒下・墨辯・兵技巧の諸篇は齊地、耕柱等諸篇は魯地との関連が認められる。このことは逆に、十論が齊魯の地以外で成立したことを示唆するものとなる。『呂氏春秋』への引用が確認されるのが、第1類の所染、第4類の経上・下、第5類の魯問・公輸など派生的な諸篇ばかりで、十論が全くないことは、十論が戦国期の学術の中心地といふべき齊魯や、『呂氏春秋』編纂に直接関わる秦以外で成立したことを示唆するものと思われる。現段階では、『墨子』全般に認められる『左伝』の影響からいつても、楚地の可能性が最も高いと考える。²³

十論がそれぞれ上中下三篇を擁することにつき、それをたとえば『韓非子』頭学に見える「墨離為三」の反映とみなすことは困難である。上に検討したように、たとえば、兼愛中・非命上、明鬼下・非樂上・非命下などが篇末の表現を共有し、本来それぞれまとまったテキストをなしていたと推定されることは、上・中・下それぞれを異なつた分

派のテキストとみなすことを困難にする。何より、十論以外の部分と比較した場合の、十論全体の使用言語の均質性は明らかであり、ここに分派の存在を見出すことはできない。

結局のところ、十論が上中下三篇を擁するという現行本のありかたは、劉向校書の段階ではじめて成立したものと考えざるを得ない。校書の一般的なありかたからいって、何篇かをまとめた複数のテキストを通観した上で、十論各々に複数の篇があることが認知され、各々三篇ずつ選ばれたものであろう。選ばれたのが三篇ずつであった理由は臆測に委ねるしかないが、たとえば、V諸篇が一つのテキストとして獲得された上で、ここに含まれる尚同上・非攻下を尚同上・中、非攻上・中と比較すれば、上中下が新旧の順であることは見易い道理であつて、これに準じて十論のほかの部分についても上中下の三篇ずつを選んだものとなる。

結 語

序論に思想史的方法への不満を呈しておいたが、その一つの代表というべき渡辺氏の所見を取り上げるならば、兼愛上・非攻上を『墨子』最古とすることはそのとおりであると思うが、これらを前四〇〇年頃にまで遡らせることは、本論に述べたように、兼愛上「不可不察」や非攻上「愈多」が前四世紀末頃の『孟子』やそれ以前の文献に全く見えない以上、支持できない。墨家がこれらの表現を用いたのち、他の諸子がこの語彙を用いるようになるまで、百年もの空白があつたとは考えがたいからである。同様に、兼愛中を前三五〇年頃、非命上を前二二〇年頃におくことも、篇末表現の共有からいってやはりありそうもないことといわざるを得ない。渡辺氏の思想史的分析は論理的には説得力に富み、なお示唆的な見解が少なくないが、歴史言語学的な検証には到底耐えないものといわざるを得ない。

儒学の官学化に基づく古典的教養が確立する前漢晩期以前において、言語は学派や思想の如何を問わず並行的かつ不可逆的な推移を呈したものと考える。戦国期の諸子百家は閉鎖的なセクトではなく、政治宣伝を目的とし、かれらの言説は、諸侯国一般を対象に普遍的に語られたものであった。従つて学派を超えた言語の標準化が不可避免的に随伴された。これに対し、思想は決して一方向的に進歩するものではない。特定の論点、さらには思想が後退し摩滅しうることは、『墨子』についても第1類の修身などに明らかであろう。思想史的方法の最大の欠陥は、このような思想の可逆性を十分に認知できないところにあると考える。

① 浅野裕『墨子』（講談社、一九九八）。

② 渡辺卓『墨子』諸篇の成立年代（一九六二）・『墨家思想』（一九六五）。いずれも『古代中国思想の研究』（創文社、一九七三）所収。

③ 李笠『定本墨子問詁校補』（上海商務印書館、一九二二）『興下説』『天下之利除』五字、当拠各本増、聚珍本是。

④ 現存の諸文献は存在したはずの文献の極く一部に過ぎない。従つて、語彙や句法の時代性に関わる評価は飽くまで現存の材料の範囲内において妥当するものに過ぎないことを諒解されたい。たとえば、すぐ後に引く長台閣文献に「戢然作色」なる表現が見える。既存の文献においては、「×然作色」は『莊子』天地・外物、『管子』小匡、『礼記』哀公問、『晏子春秋』『呂氏春秋』にししか見えない。この事実に従えば、「×然作色」は前三世紀以降の表現となるが、長台閣文献は前四世紀半ばに遡るのである。将来における出土文字資料の出現によって現時点における所見が覆される可能性は否定できない。そのことはかつて拙稿『中山王方壺銘と戦国文献』（永田英正『中国出土文字資料の基礎的研究』、科研費報告書、一九九二）で述べた。

⑤ 拙稿『檀弓考』（『古代文化』四四一五、一九九二）・『曲礼考』（小南一郎編『中国古代礼制研究』、京都大学人文科学研究所、一九九五）。

⑥ 河南省文物研究所『信陽楚墓』（文物出版社、一九八六）。

⑦ 李学勤『東周与秦代文明』（文物出版社、一九八四）によれば、信陽長台閣M1は江陵天星觀M1・江陵望山M1などとほぼ同時代と考えられている。天星觀M1竹簡には「秦客公孫鞅」すなわち秦孝公（前三六一〜前三三八）に仕えた公孫鞅（商君）が楚に聘した記事が見える。望山M1の墓主は楚悼王の孫で、楚威王（前三三九〜前三二八）と同世代となる。林巳奈夫『春秋戦国時代青銅器の研究―殷周青銅器綜覽二』（吉川

- 弘文館、一九八九）は長台関M1出土銅鼎を戦国ⅡA（前三五〇〜前三〇〇）に断代する。
- ⑧ 李学勤「長台関竹簡中的《墨子》佚篇」（《帛书佚籍与学术史》、時報文化出版企業有限公司、一九九四）。
- ⑨ 『莊子』在宥・漁父、『管子』管子・正世、『孫子』始計・九變・地形・九地、『穀梁』定元、『呂氏春秋』荀子、『韓非子』に見える。
- ⑩ 『老子』八十一章のほか、『莊子』漁父・列御寇、『管子』形勢解、『呂氏春秋』侈樂・知度・用民、『韓非子』外儲說左上に見える。『老子』は前門郭店M1より出土しており、少なくともその一部は前三〇〇年頃まで遡ることになるが、郭店本には八十一章が見えない。
- ⑪ 尚同上。是以一人則一義、二人則二義、十人則十義、其人茲衆、其所謂義者亦茲衆、兼愛上、譬之如医之攻人之疾者然、；、非攻上、今有一人、人人圍圍、竊其桃李、；、など。
- ⑫ 拙稿「墨子兵技巧諸篇小考」（未刊）。
- ⑬ 「吏卒」が備城門・迎敵祠・旗幟・号令に、「吏民」が備城門・迎敵祠・号令に、「分職」が号令・雑守に見える。別稿で論ずるが、迎敵祠・旗幟・号令は秦地の作、備城門・雑守はその影響のもとに齊地で制作されたものと思われる。
- ⑭ 浅野裕一「諸子百家は《論語》をどう読んだか」（『月刊しにか』一一二、二〇〇二）。
- ⑮ 所染「范吉射染於長柳朔・王胜、中行寅染於籀秦・高彊」、『左伝』定十三、哀五の范中行の乱に関わる記述にのみ見える。兼愛下「昔者晋文公好苴服、当文公之時、晋国之上、大布之衣、絺羊之裘、練帛之冠、且苴之屨、入見文公、出以踐之朝、故苴服為其難為也、」、『左伝』閔二「衛文公大布之衣、大帛之冠」。非攻中「至夫差之身、北而攻齊、舍於汶上、戰於艾陵、大敗齊人、而葆之火山、東而攻越、濟三江五湖、而葆之會稽、九夷之國、莫不賓服」、『左伝』哀元、吳王夫差敗越于夫椒、報檣李也、遂入越、越子以甲楯五千保于會稽。耕柱「見宋鄭之間邑」、『左伝』哀十「宋鄭之間有隙地焉」。
- ⑯ 孫詒讓は「俱、自作也」とするが、譚戒甫『墨經分類詁注』（中華書局、一九八一）に従う。
- ⑰ 孫詒讓は則天文字に由来するとするが、それでは「正」が経上下・経説下・号令だけに見えることを説明できない。『史記』秦始皇本紀は、「名為政」と、始皇の諱を「政」とするが、『史記集解』の「徐広曰、一作正、宋忠曰、以正月且生、故名正」によれば、諱は「正」だったことになる。「政」を避諱するのは「正」を含むためとなる。
- ⑱ 王煥鑣『墨子校釈』（浙江文芸出版社、一九八四）。
- ⑲ この部分の記述については、錢穆『先秦諸子繫年』（香港大学出版社、一九五六）、の關係記事蒐集考証に負うところが多い。
- ⑳ 拙稿「史記戦国紀年考」（『立命館文学』五五六、一九九八）、『左伝成書考』（『立命館東洋史学』二五、二〇〇二）。

- ⑳ 『史記』孫子吳起列伝がこの「荊王」を悼王（前四〇一〜前三八二）とするのは、『韓非子』和氏に従ったものだが、魏世家武侯九年（前三七八）「使吳起伐齊至靈丘」に矛盾する。『韓非子』が悼王としたのは、吳起が致仕した魏武侯（前三九五〜前三七〇）と同時代ということである。判断したものには過ぎない。拙稿「三晉成立考」、『春秋戦国交代期の政治社会史的研究』、科研費報告書、一九九八。
- ㉑ さらに『淮南子』人間に「代君為墨而殘」とあり、高誘は「代君、趙之別国」と注する。横死した代君には、趙武靈王の長子で前二九五年に殺された代安陽君章および代王嘉（前二二七〜前二二二）があるが、墨家との関係は伝えられていない。錢穆は、『淮南子』が、前二九六年に趙に滅ぼされた中山を、前四七五年に同じく趙に滅ぼされた代と取り違えたものとする。
- ㉒ 田島信之「教典」（小口偉一・堀一郎『宗教学辞典』、東京大学出版会、一九七三）。
- ㉓ 田鳳台『呂氏春秋探微』（学生書局、一九八六）。
- ㉔ 『左伝』は前二六五／二六四年頃、楚地において成立したと考えられる。注㉑上掲拙稿「左伝成書考」。

（本学文学部教授）